

会 合

総 会

この会は会員のだれもが出席でき、PTA活動について自分の意見を述べ、また会員がPTAのあり方を決める最高決議の場でもあります。

会員の3分の1以上の出席を必要とし、議決はその過半数を必要とします(会則第四章、第17条第3項)。皆さんの出席がより良いPTA活動につながります。全員出席して私達のPTAを見つめましょう。

1. 定期総会・・・年1回開催され、会則、活動方針、決算報告、予算の審議
ならびに役員承認を行います。
2. 臨時総会・・・この会は、運営委員会および会員の3分の1以上の方が
希望された場合に開催されます。

役 員 会

この会は、会長(P1名)、参与(校長先生)、副会長(P2名・T1名)、会計(P2名・T1名)、事務長(T1名)、庶務(P3名)の計12名で構成され、運営委員会に提出する事項について検討します。

また、運営委員会からの付託事項についても検討します。

運営委員会

1. この会は、各学年委員長(6名)、各地区委員長(9名)、各専門委員長(4名)ならびに本部役員《会長(1名)、副会長(2名)、会計(2名)、庶務(3名)》、学校より《参与(校長先生)、副会長(教頭先生)、事務長(教務主任)、会計(会計事務局長)》の計31名をもって構成されます。議決は出席者の3分の2以上を必要とします。ただし、庶務及び参与は議決に加わることはできません。
なお、委員長がやむを得ず欠席の場合は、必ず副委員長または代理の方が出席してください。
2. 運営委員会では当PTA活動の中心をなす次のことを行います。
 - 1) 総会で決議したことの運営
 - 2) 事業の運営
 - 3) 補正予算と追加予算
 - 4) 役員会、地区、学年、専門の各委員会ならびに会員の皆さんから提出された提案および問題点についての協議
 - 5) 内規の制定および改廃
→ 会の内容(特に協議事項で承認された事項)は、各委員会開催時やPTAだより『和』などで皆さんに報告します。

選考委員会

この会は運営委員会代表(2名)、各地区代表1名(全9名)、教職員代表(3名)の計14名で構成され、役員および会計監査委員の選考にあたります。

その結果は、選考した役員候補者の承諾を得て、総会において発表し、承認を得なければなりません。運営委員会代表(2名)には、本部役員が1名以上選出されます。

本部役員は、選考委員会の委員長・副委員長には選出されません。この会に対しては何人といえども指図したり、圧力をかけたりすることは出来ません。